

新司法試験調査会報告検討グループ(第3回)議事概要

(司法試験管理委員会庶務担当)

1 日時

平成15年11月20日(木) 17:30 ~ 19:45

2 場所

最高検察庁大会議室

3 出席者

(委 員)

高橋宏志座長，相澤哲，池田真朗，石川敏行，磯村保，稲葉一生，大橋正春，小津博司，小野瀬厚，柏木昇，釜田泰介，小早川光郎，酒巻匡，椎橋隆幸，鈴木健太，大善文男，團藤丈士，戸松秀典，中川英彦，畠山稔，堀嗣亜貴，本間通義，三角比呂，宮川光治，山根祥利(敬称略)

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

池上政幸人事課長，横田希代子人事課付，古宮義雄試験管理官

4 議題

- (1) 配布資料説明
- (2) 前回までの協議結果の確認
- (3) 報告
- (4) 協議

5 配布資料

[在り方検討グループにおける意見の整理](#)

6 議事等

(□座長，○委員，■庶務担当)

(1) 配布資料説明

(庶務担当から配布資料について説明)

■配布資料は，在り方検討グループにおいて検討することとされていた論点についての同グループの意見を整理したもの。

(2) 前回までの協議結果の確認

□ 前回までの協議結果の確認として、庶務担当においてたたき台を検討するとしたところは、論点 12 の答案量の制限、13、14 の採点・評価関係であり、再協議するとしたところは、16～18 の最低ライン等がある。また、論点 20 の選択科目の共通の基準については、在り方検討グループの意見を受けて今回検討することになる。最終報告書の前書きについても、時間があれば協議したい。

(3) 報告

(在り方検討グループ検討結果について配布資料により報告)

(庶務担当から中間報告修文案(たたき台)について報告)

(4) 協議

□ まず論点 16 の短答式試験に合格に必要な成績で最低ラインを設けるかどうかということについて、配布資料「在り方検討グループにおける意見の整理」の 2 を見ながら、議論願いたい。

各科目の基礎知識を修得しておかないと駄目だというアナウンス効果を受験生及び法科大学院に発するため最低ラインを設けた方がいいということについて、いかがか。

○ 短答式のラインを設定すると試験対策に走りがちになるという議論については、科目ごとに設定するかは別として、全体としては短答式のラインが設定されるということは法律による前提になっているので、その点は決定的な論点ではないのではないか。むしろアナウンス効果の問題はあらかじめ発表するかどうかということと関係して、あらかじめ低く設定したからといって受験者が勉強をしなくなるということにはならない、法科大学院でも法律基本科目の各分野については必修科目だからそれなりの最低ラインはクリアしているはずであり、それを確認しようという議論が背景にあった。

○ 前回、短答式全体での合格ラインがどうなるのかということと裏表の関係という意見も出ていたが、最低ラインを非常に高く設定すると影響が出るが、5 割程度ではあまり出ない。1 科目 5 割以下の得点を取って、他の 2 科目で回復するためには相当高得点を取らないといけませんが、短答式試験の合格ラインが今の司法試験と同じ 7 割ぐらいと前提するのは少し危険ではないかという議論もあった。

□ またここに戻ってくるのは差し使えないものとして、短答式試験については、ある意味最低限のものをクリアしていることを、法科大学院及び新司法試験全体から見て要求していいのだという理解を前提として、先に進める。

次に、そのような最低ラインを「あらかじめ」設定するかについて、在り方検討グループでは、「あらかじめ」という文言は削除するという提言となっており、前回に比べてニュアンスが違っているが、いかがか。

○最初の年が問題になると思う。様子を見て最低ラインを決めるのであればやり易いと思うので、最初からあまり縛らないで、問題を作ってみた上で、最低ラインをどのように設けるかということから議論してもいいのではないか。それではアナウンス効果がないという問題があるが、最低ラインは設けるのだとアナウンスはしておいて、何点になるかは後で決めればいい。

○在り方検討グループの意見では、「あらかじめ」を削除しているところにその趣旨を含んでいる。試験を何年か実施しても科目によって難易度の差がある場合には、一律に5割とか6割という設定が合理的かどうか分からないことも考えられる。そこで、「あらかじめ」ということでは不当に縛りが大きくなるということで削除することになった。

ところが、合格ラインの設定をどうするかということについても、初年度はなかなか分からないというところがあって、やはり同じ問題が、制度というのはいったん動き出すと後で変更することはなかなか難しいという議論になり、最初はそれほど問題が生じない形でラインを設けた上で、その後数年間蓄積したデータを踏まえて更に基準値を見直すということもあり得るという柔軟性を残した形になっている。

○短答式試験では法曹となる上でこれだけは知っていなければいけないという基礎的なことを出すという方針が固まっているので、半分も取れないのは駄目だとか、せいぜい6割はとか、そういうことは出てくる。

□どれくらいで設定するかは、在り方検討グループの意見を踏まえ、たたき台として「最低ラインの設定方法及び水準については、今後の法科大学院における教育内容や各科目における具体的な出題内容などを踏まえて検討するものとする。」との修文案が示されているが、文章表現も含め、内容的にいかがか。

○短答式試験は論文式試験と違った観点で将来の法曹に必要な能力をみるということで、短答式試験の合格に必要な成績を得た者について論文式試験と短答式試験の成績を総合して合否を判定することになっているので、短答式試験に最低ラインを考えることにはそれなりに意味があるが、短答式試験が最終的な総合評価の中でそれほど高いウエートを占めない方向とされるのに、1科目でもその最低ラインを下回ったらすべてがだめになるとすると、外からはこちらが意図しない受け止められ方をする恐れがある。

アナウンスメント効果も重要だと思うが、あまり確定的なものを打ち出すというよりも、その年の試験の具体的な内容、それに対する受験生の出来映えのいかんによって個別に判断するしかないのではないか。

□最低ラインが、外から見るとこちらの意図する以上にきつく受け取られる危険があることについては、適正な範囲ならばそれほど恐れることもないだろう。今

日のたたき台では、「あらかじめ」も、「50パーセント」という例示もなくなっている。無意味か有害かというところ、有害なものにはしないということになっている。

○修文案に賛成であるが、(前回会合欠席のため)前回の会合で、有害の具体的な内容についての議論があったのか。

□前回は、法科大学院が多様性を持ち、学生も多様性を持つのであるから、得意科目・不得意科目があってもいいはずだが、最低ラインが高いと不得意科目を作ってはいけないし得意科目を作ることにも足を引っ張る。それはいろいろな法律家が出てきていいのだということと矛盾するのではないかという議論があった。

○前回は、「あらかじめ」今の段階で数字を打ち出すことについての問題意識が多かったと思うが、今回の修文案では、一応何らかの最低ラインは設定するという方向は打ち出すけれども、その内容については今後更に検討していくということであるので、それほど異議はないのではないか。

□それでは、ひとまず短答式試験の最低ラインについてこの程度として、次に論文式試験における最低ラインについてどうすべきかを議論願いたい。

○配点比率が低い選択科目についても最低ラインが設定されると、他の三つの法律基本科目については高得点を取っても、選択科目について5割を切ったときにどうかという問題を考える必要がある。逆に選択科目は、自分が得意なものを取るだけにそれでいいという考え方と、当たり外れが法律基本科目に比べ少し大きくなるので危険性が大きいという両方の見方があり得る。

○最低ラインというのは、将来法律家になる上で最低限この程度のことは身に付けていないと困るというものと思うが、それは必修科目についてはなじみやすいが、選択科目はオプション的な部分があるので、そのオプションについても最低ラインを設けることには、何らかの説得的な理由が必要になってくる。

○選択科目といわゆる必修科目で考え方を变える必要はそれほどない考える。選択科目がオプションであるという意見を徹底すると、そもそも試験科目にする必要はないことになるが、選択科目を設けてそのうちの一つについては必ず範囲内でやるわけであるから、当然合格ラインというものが出てくる。

最低ラインを設ける意味は、どうせ選択科目は0点でも他の科目をやっていれば通るのだということでは、今度の法律あるいは法科大学院を含めた法曹養成制度の在り方からすればおかしいのではないかとということにあると考えれば、少なくとも最低ラインを設けるということが理念的、理論的におかしいということではない。

○従来の司法試験制度への問題点の指摘の一つとして、受験者が試験科目である法律基本科目しか勉強しないというものがあって、司法制度改革審議会でもいろいろな多様性を持った法曹という中で、例えば知財法とか倒産法とか具体的な分野が挙げられている。そうすると、基本分野だけやっていたというのでは、法科大学院自体の教育理念として良くないというところがあって、ただ一つ自分が選択した科目について、その科目に要求される最低ラインをクリアしていないというのは適当ではないというのが在り方検討グループがこういう方向を打ち出した最終的な理由だと思う。

□在り方検討グループでも、選択科目については両論があったようであるが、今意見があったように、最終的には最低ラインを入れるということでまとまったということ。

○私としては、こんなところまで知らない人は排除するというようなラインであれば、特に反対することはないと思うが、在り方検討グループにおける議論では、将来的にはこの最低ラインだけを使って合否決定をするような形で使うこともあり得るものとして考えていたのかどうかについて、確認したい。

○そのような使い方については全然考えていなかったところである。

○おそらく在り方検討グループの全委員が、予想もしていなかったと思う。私個人は、最低ラインというものを設けて試験制度を複雑なものにするということについて、その実効性や一つの分野に非常に優れているという人をできるだけ落とさないようにするという観点から消極であったが、いろいろと議論する中で、確かにこれだけは修得しておくべきというメッセージを送るということは必要かと思い、賛成した。

それから、選択科目だけを外すということはある程度あり得ないだろう。あまり高いレベルのものは設定されないということであり、法科大学院では基本科目だけではなくて専門的な知識や能力も高めることが制度の前提なので、選択科目だけを枠外に置く理由はない。

□表現等は修正する余地はあるが、今日の議論は議事録に残るので、そんなに高いものを想定していたのではないということが分かる。論文式試験の最低ラインについてもこういう形でよろしいか。

(一同了承)

□それでは、前回もう一つ大きな問題となっていた論点１７の総合評価における短答式試験と論文式試験の比重について、議題としたい。

在り方検討グループでは意見の整理の4にあるように、1対4程度とするということでもとめられている。1対4ぐらいだと短答式試験についてはそんなに大きな影響力ではないけれどもそれぐらいでいいのではないかと、一次評価で1回使っているわけだから、短答式の比率をあまり高くすると2回使って、あまりにも短答式試験の比重が重くなりすぎるのではないかとということが在り方の提言となっているが、前回は、1対4程度と出すのは時期尚早ではないかという意見もあった。

○短答式は短答式で幅広く知識を試す、素早く的確な判断ができるということを試すという目的を持っており、最低ラインも論文式よりは高く設定されることになるのではないかと。また、従来から短答式試験と論文式試験の成績には相関関係があるということも言われている。そう考えると、短答式でも違うことを試すと同時にその人の法律的素養を試せるので、かなりの比重は置いてもいいのではないかと。私は比重が1対4では軽いという感想を持っている。

○短答式試験の合格ラインが低い場合には逆に影響が大きすぎるのではないかなという気がして、少し難しい。

□1対3か1対4か。法律家としての論理的思考力、表現力、分析力はより論文式試験で出る。特に表現力は論文式試験でしか試せないが、それを強く出すことがいいのか。短答式試験は第一次評価で、1回使っているわけで、2回使うことになるから強くなりすぎてはいけないという議論も在り方検討グループの中ではあったということ。「程度」が入っているから少しフワッとではしているが、最終報告としてどの程度に書くのが適切か。

○現在の論文式試験と新司法試験の論文式試験の内容は少し変わってくるので、相関関係が現在と同じには必ずしもならないと思うが、やはり主戦場は論文式試験であるというのが新司法試験の理念にある。かつ、短答式試験についてもいわゆる第1段階選抜という発想ではなくて、ある種の絶対値的なものがあって、それをクリアしていることが大前提になるので、その比重を更に大きく考えることは必ずしも必要ない。それから1対4という数字と1対3という数字を比べると決定的に違うように思えるけれども、短答式試験の合格ラインが高くなると、実は逆転可能性の幅というのはそれ程大きく変わらないことになり、やはり最初のクリアーされている水準ということの趣旨の方をより重く見ると、1対4ぐらいでいいと考える。

○新しい短答式試験をどのくらい易しくするのかというイメージによるのかと思う。私はある程度別の能力を見るものと考えてるので、広く全般に聞くものとし、今よりも易しくするとはしても、ある程度は論文と違う能力を見る試験だといえるのであれば、1対3程度の比率で配点を考えるのが相当ではないか。試験問題を

作って見ないと分からないことも多い。

○配点比率をどのようにするかについては、短答式試験の最低ライン、論文式試験の最低ラインの考え方と無関係ではない。そもそも最低ラインをどうするかについて、今後更に検討するとしたときに、ここだけ1対4という数字を今の段階で明確に出すのはどうなのか。

論文式に比重を置くということについては一致しているが、論文式試験というのは、非常に論述能力、思考力を良く見られる試験ではあるが、たまたま非常に重点的に勉強している分野から出たときに非常にいい答案が書ける面は否定できない。短答式試験は幅広くどの科目についても基礎的なことをマスターしていないとできない試験ということで、論文と短答でそれぞれ見られるところが違う。

1対3ないし1対4程度をめどに検討するというような形でとりあえずまとめではどうか。

○最低ラインの設け方は試験問題を作ってみないと分からないということはもっともだと思うが、論文と短答の比率というのはどこかで決めないと司法試験ができない。ここで1対3ないし1対4と書いたら、後で新しい司法試験委員会で決めることになるのだろうが、またその時の議論も同じになってしまうのではないかという懸念がある。

この問題が難しいのは、どちらかが絶対理論的に正しいということはなく、かなり感覚的な部分があることによるが、その意味からは、仮に今日決着しないとすれば、最後まで決着する努力をした方がいい。

○短答式でどれくらいの合格ラインが設定されるかというのは、毎年変動せざるを得ないだろう。しかし、その変動に対してその都度短答式試験と論文式試験の割合を変えるということは、制度上できないと思うので、どこかで割り切ることが必要で、後になっても結局同じ問題が残ってしまう。

□今のところ報告書の記載として、1対4、1対3、1対3ないし1対4という三つの案が出ている。次回再協議して決めたい。

○その際、何か少し積極的な理由を示せばとは思いますが、そういうふうに決断したんだということしかなければ、それはそれで割り切って。

□今までの議論では、短答式試験は論文式試験とは別の面を見ているのだということ を重視する立場からは1対3。短答式試験は2回使うことになる、やっぱり論文が大事等の立場からは1対4ぐらいが適当だというようなことか。

○受験者の立場からすれば、払った労力と見合っているということは関心のあるところ。説得力はない話であるが、新司法試験実施日程を見ると短答式試験は1

日，論文式試験は3日となっている。それでは1対3かというところ、短答式試験と論文式試験ではいわゆる得点の歩留まりが違う。短答式試験は難しいと思われる現在でも満点近く取る人もいるが，論文式試験ではおよそ満点ということはあり得ないことを考えると，1対4としても，実質的にみれば，短答を軽くしすぎているということにはならないとも考えられるのではないかと。

□いろいろと意見が出されたが，説明する理屈を含めて次回までに検討願いたい。

もう一つ大きい問題として，論点20の選択科目の扱いがある。在り方検討グループの意見の整理では6番目となる。2対3対2対1，1が選択科目，時間は3時間ぐらいということであるが，いかがか。

○在り方検討グループの方では，法科大学院での選択科目1科目当たりの単位数が3～5単位程度と見込まれることを前提に，必修科目の中で一番単位数が少ない公法系の11単位程度と比較して，その半分くらいだということで検討されたようであるが，それを見れば大体こういう単位の，特に刑事系と公法系を同じ2という比率にしているのも単位が見合いだということもあり，いいのではないかなという気がする。

○今の点は私も全く同じ認識を持っているが，在り方検討グループでの議論では，選択科目の単位数は未確定であり，法科大学院のカリキュラム編成も将来的にどう変わってくるか分からないということも考えて，「開設準備中の法科大学院の教育内容等を考慮して」と書いたもの。

現段階では2対3対2対1という認識なのだが，やはり今準備中の法科大学院の教育内容について，現時点での情報を前提とするという留保付きとすることがいいのではないかと議論があったもの。

□民事系を3，公法系・刑事系を2とするときには，公法は憲法，行政法，刑事は刑法，刑訴，民事は3科目，選択科目は今考えているのは1科目，それがここで法律分野の数ということ。そうすると，試験時間は公法系と刑事系は4時間で，（配点比率と同じ）2対1だと2時間になってしまうが，在り方検討グループの案は3時間となっている。問題数はやはり2問出すので，そうだとすると2問で2時間では今の司法試験と同じになり，これは少しどうかなということで，それぞれ理由をもって数字が出ている。単純に2対1だから試験時間も2対1とはしないということだが，そういう原案についていかがか。

（一同了承）

□次に答案量の制限についての論点12。修文のたたき台としては，枠内を「論文式試験の答案用紙は，出題内容を踏まえて十分な量を配布した上，その範囲内で解答を求めるものとする。」，枠外の方は「論旨が明確でない無駄のない解答の作成も期待されることから，答案用紙については，出題内容を踏まえて十分な

量を配布した上，配布された答案用紙の範囲内で解答を求める」こういうことだが，これは大体こういう線によろしいか。

（一同了承）

□ 論点 13，14 について。ここは論文式試験の成績評価の在り方の採点指針のところで書いているので，これ以上は修文しないということだが，いかがか。

（一同了承）

□ もう一度初めから見直すと，たたき台の冒頭に「はじめに」が入っているが，ここは経過説明的なところもあり，やや興味深い表現もあるがどうか。

○ 今回新しい司法試験を作ることなのだが，この案が本当に新しいのかということを考えなければいけない。細かいところでは新しいところもたくさんあるが，受験者側から見てどこが本当に新しいのかということになると，大きく見ればどこが変わったのかという感じである。

新司法試験法が枠を決めているので，やむを得ないものもあるし，法科大学院が本当にうまくいくのかという要素もあるが，そこを我々が一番考えなければいけない。在り方検討グループの議論でも出ていたが，試験の在り方について工夫をする研究コミュニティみたいなものを作って，それが 1 回ごとの試験の結果なりをフォローし，改善していく。そういうものを作るということは，これは一つのメッセージになって，安心感を与える効果はある気もする。そういう仕組みを同時に作っておいた方がいいのではないかと提言したい。最終報告に盛り込むとかいうことではなく，そういうことも議論しなければいけないのではないかと感じている。

□ 趣旨は良く理解できる。この報告書の中でも有機的関連とか，少しニュアンスを出しているが，ただ，どこまで出せるのかということになると，徹底すれば法科大学院の成績まで出させてということにもなり，それはどうかという議論も出てくる。

○ 現在の試験でもそういう仕組みはあるが，新司法試験になった場合にそれをどのようにするのかについては当然検討されるべき課題であり，そういうことが重要であるということについてはそうだと思う。どのようなものを作った方がいいのかというのはまた別途検討願いたい。

■ 今の議論については，来年 1 月に発足する司法試験委員会に対し，庶務担当からも伝えたい。

○ 新しい試験が司法試験法で枠組みが決められていて，そして法科大学院が，どのようなものとしてスタートするか見えないときには，ある程度試験制度がしっ

かりした，重いものとならざるを得ないことは理解できる。しかし，将来的に 10 年，15 年と時が経過する中で法科大学院における教育が成熟し，第三者評価も適正に行われて，厳格な成績の評価，修了認定が行われることになっていった場合には，それに伴って司法試験の在り方ももう少し軽やかなものになっていいのではないかという趣旨の意見と思う。新しくできる司法試験委員会では，常に法科大学院の教育状況をウォッチングしながら在り方を考え直すということを目指したい。

○制度面の在り方の検討については，いわゆる連携法の附則第 2 項で施行後 10 年後の検討が入っている。また，出題の在り方，個々の試験の出題の中身がどうなのかという点については，先ほど発言があったように，今の試験でもそういう検討はされているが，司法試験法により試験問題の作成，採点，合格者の判定が司法試験考査委員の権限とされていることに留意する必要がある。

したがって，現在の試験の下でも司法試験考査委員のメンバーからなるグループで検討がなされているが，新しい司法試験委員会の下でもそういった枠の下で行っていくのだろうなと考えている。

□それでは最終報告書を何度練っても練りすぎることではないので，文章表現も含めて，どこでも気づきの点があれば発言願いたい。

○選択科目についての共通する基準の設定という部分は，今後の法科大学院における教育内容や選択科目の選定結果を踏まえて検討するとなっている。選択科目自体がまだ選定されていないので，何とも言えないというところは正にそのとおりかもしれないが，今後の法科大学院における教育内容という部分は，必ずしも現実に選択科目として選定されたものの講義が行われるの待ってという趣旨ではないという理解でよいのか。というのも，多分選択科目と考えられているものは最終年度に配当される例が多いのではないかと考えられ，それを実際に見てみないと検討できないということになると，司法試験の実施に間に合わないということにもなりかねない。法科大学院について，最終報告を出す段階では設置認可が下りて日が浅いということで，そういった設置認可が下りた法科大学院のシラバスなりをしっかりと吟味した上で考えるという趣旨であるという理解で良いのか。

□そういう趣旨ということで。

○最後のノーマライゼーションの問題で，障害者に対して試験時間の延長等に対応するということが，今度の新司法試験では短答式試験と論文式試験を同時に行って，健常者についても非常にハードな試験になることが予想されるので，これ以上時間を延ばすというのは非常に困難ではないかと思われるが，何かそれ以外のものも考えているのか。

■まず考えられるのは試験時間の延長となるが、指摘のとおり長時間になることは想像に難くない。例えば、短答式試験については問題を半分にして得点を2倍するという方法もあり、音声によるテスト方法も取り入れていくべきではないかという意見もあり、いろいろなことが考えられる。一方、試験場の施設の問題もあり、どの程度実現していけるのかという問題もある。新司法試験を受験するのは、当面は法科大学院を修了された方であるので、そのような方々が、今後、法科大学院でこういった試験を受けるのかということも参考にしながら整備をしていくことを考えている。

○論文式試験の出題の在り方のところに「科目により受験準備に著しい差を生じさせない必要があることなどにかんがみ」とあるが、この「受験準備」とい表現は何か適当な言葉に直してはどうか。

もう一つ、「採点の公平性・調整の問題」のところで、まだ「検討する」という表現になっているのは、得点評価ということになるのであれば偏差値等により調整するものとすると言い切った形にしていいいのではないか。

それから3番目の「○」の選択科目間における難易度格差も、これも当然調整しないと実質的公平が図れないことになるので、「方策を講ずる」と言い切っていいいのではないか。

□指摘のとおり「受験準備」だけ取るか。

○「どの科目を選択した者でも公平に評価される」ことに尽きるのではないかと
いうことで、落としてしまってもいいのではないか

○選択科目がまだ分からないので、特定の科目では非常に範囲が広すぎて準備をするのが非常に大変となる一方、割と範囲が狭い科目も出てしまうということにも配慮しなければいけないという趣旨だったと思うので、全部取るとやっぱりまずいのかなという気がする。

○学習に必要な労力とかそのようなニュアンスであろう。

○学習に言えば、普通は法科大学院における科目の履修ということになり、それを司法試験の側から言うのはどうか。科目間の難易度調整がきちんとできていればある程度公平は保てるのではないか。

○「受験準備」という言葉が適切ではないというのはそのとおりだと思うが、かつて刑事訴訟法が選択科目であるときに国際私法と刑事訴訟で随分違うのではないかという議論が受験者の間ではあった。そうすると、例えば選択科目を選定するときにも分野の設定の仕方とかが考慮されるべきではないかということで、ある種のメッセージ性はここには強くあったと思うので、表現振りは別として、科

目間で難易度調整をすれば済むという問題ではなかった。

□ 言い換える適当な表現はすぐに出ないが、「受験準備」は適当ではないということの良いか。

もう一つの点、「検討する」というのは、この段階ではいかがかと。これは言われてみれば確かにそうかもしれない。そのような方向で修正するということはあるのか。

（一同了承）

○ 「はじめに」の第二段落の「ところで、改正司法試験では」で「法」が落ちている。それからもう一つ、「法曹養成制度の一画」の「画」は「角」の誤り。

○ 答案用紙の量の制限のところで、「用紙は、出題内容を踏まえて十分な量を配布した上、その範囲内で」としているが、この「量」という言葉を使ったときに、すべての科目で答案用紙の枚数が複数だというイメージを与えてしまうのではないのか。今は一枚の裏表だが、その用紙を今の1.5倍か2倍近い量を書けるものにする方策もあり得る。「十分なものを配布した上」とか。

○ 私はこのままの方が良いかと思う。つまり、検討の結果、複数枚数もあり得るとしておき、複数枚になることも可能性として排除しない方がいいというふうに現段階では思う。

□ 一枚がだめだということは困るということ、解答に十分なスペースはいると、そういうことでは一致している。これも表現なのでより良いものがあれば。

○ これは技術的に複数枚でもやれるということでもいいのか。

■ できるだけ一枚でという事務的な希望はあるが、今回の改革にかんがみると、それでは済まない問題ではあると考えている。

□ すべて2枚以上というわけでもないということ。一番の問題は、民事系の大大問といわれるもの。表現については更に検討する。

それでは、最終報告案の文章表現を次回更に練ることとして、できれば事前に自分はこう考えるというものを、11月26日正午までに庶務担当あてに提出願いたい。